

## 愛媛県在宅医療・訪問看護推進協議会傍聴要領

### 1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、会議開始時刻の5分前までに受付を行い、事務局の係員の指示に従って入室してください。

(受付は、会議開始時刻の30分前から行います。)

### 2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしてしめないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。